

上越市道におけるグリーンラインの設置について

上越市道にグリーンラインを設置する場合は、下記を原則とする。

1 設置条件

以下の全てに合致すること。

- ・通学路に指定されている区間。
- ・歩道が無い区間。
- ・路側帯の幅員（落蓋式道路側溝等を含む）が1.0m未満の区間。

<参考>路側帯（道路交通法第2条第1項第3号の4より）

歩行者の通行の用に供し、又は車道の効用を保つため、歩道の設けられていない道路又は道路の歩道の設けられていない側の路端寄りに設けられた帯状の道路の部分で、道路標示によって区画されたものをいう。

2 路面表示

- ・外側線に沿って路側帯側に幅15cmの実線、緑色で設置する。

3 その他（補足説明）

- ・グリーンラインは、表示する路側帯が通学路であることを明示するだけのものであって、歩行者の安全を物理的に確保する対策ではないため、路側帯の幅員が1.0m以上確保できる場合は、防護柵等の設置を優先的に検討する。
- ・カーブが連続する区間で沿線の建物が増えたことにより、路側帯の見通しが悪くなった場合や交通量が大幅に増えた場合等、通学路の状況が大きく変わった要因を調査し、効果が見込まれる場合に設置を検討する。
- ・設置区間は、警察庁の「法定外表示等の設置指針について（通達）」に基づき、公安委員会との協議によって決定する。